

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び糸魚川地域振興局において縦覧に供する。

平成26年9月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新エネルギー糸魚川
- 3 代表者の氏名
下山 秀一
- 4 主たる事務所の所在地
糸魚川市大字今村新田435番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、糸魚川、西頸城地域の住民、学校、企業、地方公共団体に対し、新エネルギーの利用促進に関する情報を提供し、新産業としての企画、立案を提言する事業を行い、地域の活性化と、まちづくりに寄与する事を目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 地域安全活動
 - (5) 1～4の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑤ (略) ⑥新エネルギー売電事業及び新エネルギー利用事業 (削除) (削除) (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 <u>理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。</u> 2～4 (略)	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑤ (略) (追加) (2) 収益事業 <u>① 新エネルギー売電事業及び新エネルギー利用事業</u> <u>② 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u> (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2～4 (略)
(任期等) 第16条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任</u>	(任期等) 第16条 (略) (追加)

されていない場合は、任期の末日後最初の総会が
終結するまでその任期を伸長する。

3 (略)

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(機能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6)～(10) (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1)～(5) (略)

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名捺印しなければならない。

(議事録)

第38条 (略)

(1)～(5) (略)

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、又は記名捺印しなければならない。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

2 (略)

3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(機能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6)～(10) (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1)～(5) (略)

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

(議事録)

第38条 (略)

(1)～(5) (略)

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、<u>総会で選定された者に譲渡するものとする。</u></p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、<u>糸魚川市又は、社団法人 奴奈川青年会議所に譲渡するものとする。</u></p>
---	--